

FREE フリー・エクスプレス EXPRESS

2023年

新春

The New Year

号



発行 >>>>>> 株式会社 フリーエージェント / 社会保険労務士法人 木内事務所 > 〒761-8071 高松市伏石町2028-2

明けましておめでとうございます



卯

人生100年時代になりました。ずっと元気に健康で長生きしたいものです。そこで、私どもは昨年3月より、毎週一回ヨガ教室を開いています。

もちろん、毎年定期健康診断も欠かさず実施するようにしています。今や「がん」も早期発見で適切な治療をすれば治る時代になりました。その中で、陽子線治療という先進医療の治療数が全国一多いメディポリスと業務提携をしました。ただ、治療費、宿泊費、交通費がかなりかかります。

私どもは、公的制度である社会保険制度を理解した上で適切な保障をご提案いたします。インフレで物価高騰が続く中、見直しをご検討されてはいかがでしょうか。



かがわ働き方
改革推進宣言

昨年3月1日より健康経営の取り組みの一環として、ヨガ教室を始めました。

「かがわ働き方改革推進宣言」等、ご希望の事業主様はご連絡ください。

本年も私たちフリーエージェント、 木内事務所をよろしくお願ひ申し上げます

本店



代表取締役 **木内 泰宏**
昨日とは違う今日、明日にしたい。



代表取締役 **木内 大輔**
年男。ジャンプアップの年に！



取締役マネージャー **木内 泉**
体内年齢38才！キープします!!



植田 美智子
気淑く風和ぐ平和な年でありますように。



甲斐 義一
思えば50代最後の年かあ。健康第一で。



西山 仁
今年の干支とかけて、だまされたこととく。う～さぎや



諏訪 昌枝
穏やかな一年に



上原 広大
体重のキープ。健康で過ごせる1年にします。



茅窪 亜友美
体力低下を感じるこの頃…体に良い事始めます！



磯脇 菜奈子
出向型研修も最後の年。しっかり勉強して帰ってきます！

社労士法人 木内事務所



特定社会保険労務士 **後藤 智子**
お客様との接点を増やしたい。



丸井 有矢子
今年は足立美術館に行ってみようと思います。



玉乃井 友香
今年はディズニーランド開園40周年！周年イベント今から楽しみ♪



高橋 誠
山に籠りたい



村上 良子
年末年始太りを気にしつつ…。皆様にとって良い1年になりますように。



松尾 恵理子
資格勉強とフラの練習を頑張ります！

東日本支店



取締役 **濱田 貢**
2023年～2024年は仕事も世の中もサバイバル力が試されます。皆さん、準備はできていますか？



専務執行役員 **大久保 貴光**
今年は50歳になりましたので仕事より健康第一で過ごしたいと思います。



執行役員 **原田 宜男**
まだまだテレマ奮闘中！筋肉痛にも負けずテニスも奮闘中！



執行役員 **中山 智博**
バリバリ働く一年にしたいです！



柴 薫
ゴルフ&ボーリングで健康&体力向上



鴨目 兼壮
健やかな子育て。暴饮暴食の禁止。



山下 芳美
「う」らかに過ごせる1年にしたいです！



常務執行役員 **佐藤 芳久**
「さ」らに飛躍できる年にする！



野口 千枝
「ぎ」らぎらと輝く年にします！



佐山 佳子
「ど」こまでも「し」んか(進化)し続ける1年にしたいです。



大内 麻美
兎にも角にも「歳女」。縁起の良い1年でありますように…。



橋本 明美
美味しいもの食べて飲んで心を満たす(*1w*)健康一番★



中山 美穂
コツコツ働く一年にしたいです！

丸亀支店



支店長 **丸本 昇**
元気が一番。



丸本 弘美
笑顔が一番。

全役員合同会議・合同ゴルフコンペを開催！

昨年10月18日にフリーエージェント3支店のメンバー、並びに社労士法人のスタッフで全役員合同会議を実施しました。また翌日は合同ゴルフコンペで汗を流しました。



94歳の相談役も参加しました！

労働時間制度とその法律改正

労働基準法 第32条

「使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、1日について8時間を超えて、労働させてはならない。」

以下を遵守すればOK!!

第36条(時間外及び休日の労働)

労働基準法では、この法定の労働時間を超えて労働させる場合には、労使協定を結ぶことと、これを労働基準監督署へ届け出ることを義務づけています。



第37条(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

①時間外

通常の2割5分以上

②深夜(午後10時から午前5時まで)

通常の2割5分以上

③法定休日の割増

通常の3割5分以上



+

↓ \ 今後このように変わります / ↓

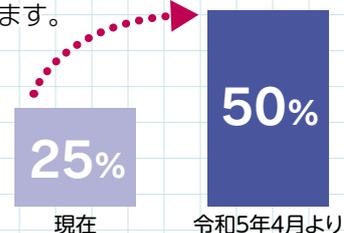
令和6年4月より

建設事業、医師、自動車運転がメインの業務にも、時間外労働の上限規制が適用されます。



令和5年4月より

月60時間を超える時間外労働の割増率が5割に引き上げられます。



東日本支店より

東日本支店「古河オフィス」は'22年4月開設。お陰様で初めて新年を迎えることができました。

古河オフィスがある古河市は茨城県西端に位置しますが、栃木・埼玉・千葉の3県に接しており、東京・埼玉へ通勤・通学する人も少なくありません。古くからの城下町であり市の中心部では江戸時代を偲ばせる街並みが残る一方、郊外では大型物流施設や自動車メーカー等の工場が進出して発展を続けている地域です。この拠点を足掛かりに地域に根差した活動を広げて参ります。



古河オフィス玄関口



オフィス内部



会議室